

**令和6年度
黒滝村会計年度任用職員(こども園保育補助員パートタイム)の
募集及び任用選考試験案内**

令和 6 年 8 月 13 日

黒 滝 村 教 育 委 員 会

○ 受 付 期 間 随 時 (土曜日、日曜日、祝日は、受付を行いません。)

※ 応募があり次第、受付を終了する場合があります。

○ 面 接 日 申込受付後、追って面接日を連絡します。

○ 面 接 会 場 わかすぎふれあいセンター 2階 研修室2

1. 職種・任用予定人数等

職 種	任用予定人数	職 務 内 容
会計年度任用職員	1名	黒滝村立黒滝こども園で保育補助等に従事

2. 任用期間

令和6年9月1日から令和7年3月31日

※ 任用開始日については、ご相談により許容の範囲内での変更も可能とします。

※ 任用期間は、原則として更新しません。(任期の更新は、任期満了時の業務量及び従事している業務の進捗状況に応じ、勤務実績、態度及び能力等を考慮した上で行います。)

3. 受験資格

(1) 地方公務員法第16条に該当しない人

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 試験の方法

種 目	内 容(時間については予定です。)
面 接	個別面接を行います。(1人15分程度)

5. 受験手続

(1) 受験申込書用紙の請求

会計年度任用職員応募申込書は、黒滝村教育委員会事務局（わかすぎふれあいセンター（旧中学校）内）で交付します。

また、黒滝村ホームページ(<http://www.vill.kurotaki.nara.jp>)にこの案内及び受験申込書様式（PDFファイル形式）を登載しますのでダウンロード可能です。

※ 郵便による請求の場合は、郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（長型3号 [23.5 cm×12 cm] に84円切手を貼ったもの）を同封のうえ、下記あてに請求してください。

〔あて先〕 〒638-0243

奈良県吉野郡黒滝村大字堂原157番地

黒滝村教育委員会事務局 会計年度任用職員任用係 あて

※ 請求用封筒表余白に「会計年度任用職員応募申込書請求」と朱書きして下さい。

(2) 受験の申込方法

受験希望者は、所定の応募申込書に必要事項を記入し、黒滝村教育委員会事務局・会計年度任用職員任用係に提出してください。また、次の書類をあわせて各1部ずつ提出してください。

① 履歴書

・本人自筆で写真を貼ったもの。なお、写真はおおむね6ヶ月以内のものとし、ます。

※ 郵送の場合は、書留郵便に限るものとし、郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（長形3号 [23.5cm×12cm] に84円切手を貼ったもの）を同封のうえ、下記あてに送付して下さい。

〔あて先〕 〒638-0243

奈良県吉野郡黒滝村大字堂原157番地

黒滝村教育委員会事務局 会計年度任用職員任用係 あて

※ 申込封筒の表余白に「会計年度任用職員受験申込」と朱書きして下さい。

(3) 受験受付票の交付

受験の申込を受理した場合は、受験受付票を交付（郵送）しますので、面接当日持参して下さい。

(4) 受験受付期間

期間 随 時（土曜日、日曜日、祝日は、受付を行いません。）

時間 午前8時30分～午後5時15分

※ 応募があり次第、受付を終了する場合があります。

6. 試験結果発表通知

選考後速やかに通知します。

7. 任用方法

(1) 任用候補者名簿を作成し最終合格者の氏名を選考順に記載します。任用は名簿登録者のうちから任用します。

(2) 任用は、原則として令和6年9月1日からです。

(3) 任用候補者名簿の有効期限は、原則として名簿が作成された日から1年間です。

8. 待 遇 等

- (1) 給 与 給料(時給) 1,024円～
- (2) 諸 手 当 通勤手当:通勤距離に応じて支給します。(通勤距離が短い場合支給されないことがあります。)
- (3) 勤務時間 (シフト制) 7時15分～19時00分のうち7時間(※勤務時間をご相談ください。)
※時間外勤務、休日勤務等を命じる場合があります。
- (4) 休 日 週休日(毎週土・日曜日)国民の祝日に関する法律による休日及び、年末年始
(12月29日から翌年1月3日)

9. 服 務(人事評価制度、懲戒処分の対象)

任期中、以下の義務を負います

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32号)
- (2) 信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33号)
- (3) 秘密を守る義務(地方公務員法第34号)
- (4) 職務に専念する義務(地方公務員法第35号)
- (5) 政治的行為の制限(地方公務員法第36号)
- (6) 争議行為等の禁止(地方公務員法第37号)
- (7) 兼業を行うことができますが、兼業を開始した、又は兼業をしている場合は、速やかに所属長に届けてください。兼業内容によっては、上記の服務規程に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。

10. お問い合わせ先

黒滝村教育委員会事務局 会計年度任用職員採用係

〒638-0243

奈良県吉野郡黒滝村大字堂原157番地

Tel 0747-62-2314

Fax 0747-62-2764